

東広島市農業委員会令和4年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月28日(木) 午前10時00分から11時05分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
5	台川洋子	7	岡土居正弘	8	古本啓之
9	大月みどり	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり	24	土井浩文

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	窪田恒治	6	小倉亜紗美	10	岡本義則

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 15番 原 茂正 委員 16番 吉高 信夫 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について

- 議案第 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
議案第 24 号 農地法関係事務処理要領の一部改正について
議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 26 号 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第 3 条関係）に対する処分決定について
議案第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 14 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	倉 増 一 成
産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔

議 長	<p>それでは、これより4月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数24人中20人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しております。会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、15番の原委員さん、16番の吉高委員さんを指名をいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年4月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和4年4月28日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会事務局に委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>私から、総会議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は61件、総面積は175,996㎡となっております。所有権の移転は2件となりまして、面積は15,999㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、私からは利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係も、議案のとおりご決定いただきますと集積率は24.38%となります。前回は24.11%でございましたので、0.27ポイントの増となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課、事務局からの説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>なお、この議案は本日配付した資料1の議案第21号関係の欄にありますように土井委員さんが関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議しますので、土井委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 土井委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案のうち、議案第21号関係分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第21号の事案のうち、関係分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第21号の事案のうち、関係分については、決定いたします。</p> <p>それでは、土井委員さん、入室をお願いいたします。</p>
	< 土井委員、入室 >

議 長	<p>続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p> <p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第22号で農地中間管理機構により集積する農地は全て、次の議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し与えられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃貸借という点で密接に関連しています。議案第22号と議案第23号、併せての説明をお願いしようと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第22号と議案第23号を併せて農林水産課から説明を求めます。</p>
栗原主査	<p>それではまず、総会議案の議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明をいたします。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）についてご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用集積計画につきましては、47件、212,412㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告をさせていただくものでございます。</p> <p>続きまして、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>利用配分計画案につきましては、1件、212,412㎡でございまして、これは先ほどの議案第22号にてご説明いたしました農用地利用集積計画により農地中間管理機構が中間管理権を取得するもの全てが対象となっているものでございます。なお、こちらは令和4年1月に設立されました●●が集積し、借り受けるものでございます。</p> <p>今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の承認を受けることとしております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第22号について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>< なし ></p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は、先ほど議案第22号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>それでは、議案第23号について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	＜ なし ＞
議 長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の説明された方は退席をお願いいたします。ありがとうございました。</p>
	＜ 倉増課長補佐、栗原主査、退室 ＞
議 長	<p>次に、議案第24号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第24号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案の5ページでございます。</p> <p>5ページの説明に入ります前に、あらかじめ送付いたしました参考資料、議案第24号と右肩にございます3枚ものの資料をお手元をお願いいたします。</p> <p>この資料は、本年3月31日付で農林水産省から広島県知事宛てに、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」という通知がございました。その内容ですが、1ページの本文の4行目をご覧ください。</p> <p>読み上げますと、「これを踏まえ、農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令審査基準等の根拠を明確にしている、理解不足又は誤った解釈により、制度が運用されている等の不適切な事例が見られたところであり、こうした事例が農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。このため、都道府県知事等及び農業委員会は、下記にご留意の上、関係法律及び関係通知に定めるところによるほか自ら定める審査基準等に基づき、農地転用許可制度を適切に運用されるよう特段のご配慮をお願いします」とございます。</p> <p>それで、この同じ資料の3ページ目をお願いいたします。</p> <p>3ページの中段にございます(3)の「農地取得後、3年以内は転用を認めない運用について」でございます。</p> <p>これも、すみません、内容を読み上げますと、「耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後、3年間はその取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではない」とございます。広島県内におきましては、農地法第3条による農地取得後に早期に転用が行われる事例があることを踏まえて、農地取得後は3年3作を行うことなく転用することは認められない旨を広島県のガイ</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>ドラインに決めました。本委員会におきましても、同様に平成26年4月から3年3作を経ることなく農地転用は認められない旨を定め、指導を行ってきたところでございます。この運用につきましては、先ほどの、この国の通知にございますように、法令等に基づかない地域の慣行的な取扱いであり、適切ではないとの見解が国から示されました。</p> <p>それを踏まえて、議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>この議案の6ページは、本委員会が定める農地法関係事務処理要領の第2部の35ページ部分でございます。こちらの35ページ部分の新旧対照表として右欄の旧のところでございます文章、これの一番下のウのところでございます。</p> <p>農地の転用については、これも読み上げますと、「相当の理由がないにもかかわらず、法第3条の許可による所有権取得後、少なくとも3年を経過しておらず、かつ3作以上の耕作がされていない農地の転用が申請された場合は、法第3条の趣旨に反した転用目的での農地の取得として捉え、信用があるとは認められないものとする」と規定しております。</p> <p>戻って議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>先ほど申しましたとおり、国の解釈、通知を受けまして、この3年3作を経ない転用許可は認められないとする記述をこのたび削除しようとするものでございます。削除しましても、農地法第3条そのものは耕作目的で農地を取得する許可制度でございます。したがって、今後の運用につきましてはこれまでと同様でございますが、3条による農地取得後に耕作がなされていないような事例は、その理由を地域において把握し、あるいは耕作をするように指導を行っていくという点については変わりはありません。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第24号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第24号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>豊 田 主 任</p>	<p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号についてご説明いたします。</p> <p>今月は12件の申請がありました。内訳は、8ページ以降に記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、38-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、39-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、40-3について説明いたします。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具等も保有されております。</p> <p>続いて、41-4でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、42-5でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。</p>

豊田主任	<p>続いて、43-6でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、44-7、45-8については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、46-9でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、47-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、自営業を営まれております。このたび空き家バンクで農地付の空き家を求め、希望に見合う物件があったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、近隣住民等から教えてもらいながら営農する計画でございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。下限面積については、令和2年10月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。</p> <p>続いて、48-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、49-12でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、他県でキクラゲを生産している法人でございます。受人である法人の代表の地元がこちらの東広島市であるということから、このたび申請地を取得しようとするものでございます。申請地ではキクラゲを作付する予定でございます。キクラゲの生産については、これまで経験、実績等があります。また、受人は1人の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。なお、受人である法人代表者は、自らも直接農作業に従事されております。</p> <p>以上、12件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第26号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主任	<p>続きまして、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第26号についてご説明いたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>今回は、国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明の申請が1件ありました。</p> <p>それでは、1-1について説明をいたします。</p> <p>新規就農のため、買受けしようとするものでございます。申請人は、現在園芸センターに</p>

豊田主任	<p>て2年間の研修を受けている方です。申請地ではトルコキキョウを作付する予定でございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、申請のあった1件につきましては、周辺地域における広域的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。また、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか、併せてご審議ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第26号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第26号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>本日、机上に配付いたしました差し替え資料の議案第27号をお願いいたします。「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>今月は8件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号8-1は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の東約200m、枠外にあります●●地区の町並み保存地区からは北に約600mほど進んだところに位置する小高い丘の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は自宅から離れた山中にあり、墓参りに行くことが困難になったことから、自宅隣の申請地に移転をするということで転用許可申請をされたものでございます。このように申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく墓地が設置されておりました。事後の申請となりましたことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。なお、申請地は昨年11月22日付で農振農用地から除外をされており、墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号9-2は、●●における庭敷及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●下りの北東約200mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の自宅は昭和56年に建築され、当時から申請地の一部を庭敷として使用されておりました。また、平成の初め頃、自宅の隣を駐車場として整備し、使用をされてこられました。そのいずれにつきましても、農地転用の許可を得ていなかったことが判明したため、この度事後ですが、転用許可申請をされたものでございます。これも、いずれも無許可の転用でございますため、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>続きまして、申請番号10-3は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●と●●の中間に位置する市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人はこの隣地にお住まいの方でございます。申請人は、高齢により耕作が困難になったため、申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>次に、申請番号11-4は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約400mに位置し、市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、昨年の9月にこの申請地における共同住宅への転用許可申請を提出され、総会におきまして許可相当の判断をいただいております。しか</p>

大 下
局 長 補 佐

しながら、その後、こちらの官民境界に錯誤があることが判明し、元の申請地の一部を分筆して、一部を道路として寄附することとなりました。結果として、この元の申請地番が分筆により変更となり、また転用面積も減少することとなったため、前回出した申請は取り下げられ、今回改めて変更後の地番及び面積による転用許可申請を提出されたものでございます。また、このように申請地におきましては、下請業者が誤って建築に着手をしていたということが判明しました。これは建築を中断させて、始末書を徴取し、現在適正な手続を指導しております。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。

続きまして、申請番号13-6は、●●における一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置する小集団の第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。老朽化した現在の自宅を解体し、共同住宅を建築することに伴い、この申請地に新たに住宅を建築するため、転用許可申請をされたものでございます。このように申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく露天駐車場として使用されておりました。このたびの転用により、この駐車場は撤去されますが、これも無許可の転用であったということから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。

続きまして、申請番号14-7は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。申請地は、●●に近接する農用地区域内の農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は現在、●●にお勤めで、この休耕中の申請地に、西条町内の宅地開発で発生した残土を搬入し、盛土を行い、その上に新たな表土を入れて酒米を栽培するため、一時転用許可申請をされたものでございます。申請地はこのような状況になっております。このように土地の一部に土が盛り上げられている部分がございます。これは聞き取り調査をしましたところ、長年休耕中であったため、表土の状態を調べたいということで剥がしたということで、このところに盛ってあるということでございます。残土の搬入等の事前着手はないということを現地で確認をいたしましたので、この案件については始末書の提出は求めておりません。なお、この申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地で、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定しております仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。

続きまして、申請番号15-8は、●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、こちら側に、東側の●●塚から1kmほど西に進んだ農用地区域内の農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、令和元年5月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受け、発電設備下部においてシイタケを栽培されております。このたび初回の一時転用期間が満了することに伴い、引き続き3年間の一時転用許可申請をされたものでございます。現地におきましては、太陽光パネルの下部においてシイタケが栽培されていることを確認いたしました。なお、この申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でございますので、先ほどと同様に、農地法施行令第4条第1項第1号イの規定により、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。

最後に、申請番号16-9は、●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西約150mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請地の西側にあります●●という河川、ここに河川がございます。蛍の生息地で、隣接する橋を地域で蛍橋と名づけ、5月から7月にかけて多くの見物人が訪れておりますが、近隣に駐車場がないため、路上駐車が多く発生し、問題となっております。また、自治会による清掃活動などで必要な駐車場もないため、このたび自治会のかねてからの要請に応え、申請地を駐車場として整備するため、この転用許可申請をされたものでございます。なお、この申請地は本年3月8日付で農振農用地から除外されております。

以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。

なお、農振農用地における転用及び営農型太陽光発電設備への転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-7と15-8を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。

大 下 局 長 補 佐	説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
吉 高 委 員	16－9の案件ですけど、以前申請があったように記憶しているのですが、同じように蛍の観賞のために駐車場として利用したいということで。そのときには個人じゃなく、なんか団体の申請だったのかな。ここへ行ってから同じ場所だなということで気づいたもんですから。
大 下 局 長 補 佐	すみません。この申請地における転用は、過去の履歴がございませんで、今回初めてでございます。農振除外が先に行われておりますので、農振除外のときには議案として提出はされたことはございます。履歴上は、この地域でこの駐車場への転用事案が、地域の清掃活動等、蛍橋への観光客のためへの転用は今回が初めてとなっております。
吉 高 委 員	私は、ここの現地を見たとき、最初のときは同じように駐車場という形でチェックしたように思うんですけどね。それも、同じように蛍観賞のためということで。近隣に駐車場がない。
大 下 局 長 補 佐	この地図ではございません。いつ頃の。
吉 高 委 員	そこまで覚えていれば。若いときですからね。二重の申請はないということね。
大 下 局 長 補 佐	私どもが把握している限りでは、二重の申請ではないということでございます。
吉 高 委 員	だけど、本人は2回行ったんですよ。だから、記憶している。ここをチェックしなさいと。別に問題がなければいいです。
議 長	ありがとうございました。 ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14－7、15－8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14－7、15－8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和 田 主 査	それでは、総会議案の17ページをご覧ください。 議案第28号について説明いたします。 今月は16件の申請がありました。 内訳については、総会議案の21ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、62－1について説明します。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北西約400mに位置し、●●地区として昭和61年度から平成7年にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は、●●において賃貸住宅に居住されています。このたび実家に近い父の所有する本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和4年3月8日付で除外済みです。

和田 主 査

続いて、63-2について説明します。

一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の北東約800mに位置する第2種農地です。受人は、●●において賃貸住宅に居住されています。このたび実家に隣接する父所有の本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。現地の状況でございますが、譲渡人が3年前にピザ窯を自作され、農地の一部を利用しており、今後も解体撤去することなく、譲受人とともに継続使用される予定であるとのこと。許可なく転用されていたものとして、始末書を添付され、許可申請をされております。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、64-3について説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅を7棟建築し販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、65-4から66-5は同一案件ですので、一括して説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西約800mに位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅を20棟建築し販売するため、転用しようとするものです。なお、申請地の一部、今回の申請番号65-4でございますが、現地につきまして表土が寄せられ、砂利が入っております。譲渡人の父が約3年前に土木業者に貸してほしいと依頼を受け、農地に復元することを約束し貸したものの、そのまま返還を受けており、譲渡人は昨年土地について父から相続を受けたものの農地法違反に該当するということを知っておらず、そのままとなっていたものです。そのため、申請人より始末書を添付の上、農地転用許可申請を受けております。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、67-6について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、68-7について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、69-8について説明します。

貸資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住され、建築業を営んでおられます。●●に資材置場を所有されていますが、手狭となっており、本申請地を自身の営む法人の資材置場として転用するものです。申請地に隣接する宅地及び住宅を本申請地と同時に購入し、転居する予定がございます。

続いて、70-9から72-11は同一案件ですので、一括して説明します。

貸特定流通業務用地への転用事案です。申請地は、●●の南東約600mに位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、貨物自動車運送業を営む会社です。このたび●●出入口に近く利便性のよい本申請地に特定流通業務施設を新設するため、●●と共同事業で施設を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、73-12について説明します。

資材置場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。昨年、法人を起業したことに伴い、新たに資材置場が必要となったため、会社に近い本申請地を転用しようとするものです。

続いて、74-13について説明します。

共同住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に学生向けの共同住宅を1棟建築するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

和田 主 査	<p>続いて、75-14から76-15は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、機械用部品加工業を営む会社です。現在、従業員駐車場及び搬入車の待機場所が不足していること、また事業拡大のため資材置場を確保するため、本申請地に駐車場及び資材置場として転用しようとするものです。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、77-16について説明します。</p> <p>宅地拡張での転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は本申請地の隣接地に令和元年11月に農地転用の許可を得て居宅を建築し、居住されています。住居を建築する際、車両進入スペースを確保できなかったことから、住居の奥に設置する予定であった車庫が建築できず、駐車スペースが手狭となっていることに加え、このたび長女が運転免許を取得し、車両が増えることになったため、隣接地に車庫を建築するため、本申請地を転用しようとするものです。現地の状況ですが、災害復旧工事に伴う土砂の仮置場として工事請負業者に使用させていたものの、土砂や砂利が入ったまま返還を受けている状況であり、始末書を添付され、許可申請をされております。</p> <p>以上、説明しました16件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、62-1、65-4、66-5、70-9から72-11を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当委員さんより必要があれば補足説明等をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、ご意見についてですが、ございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、62-1、65-4、66-5、70-9から72-11については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、62-1、65-4、66-5、70-9から72-11については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>報告第13号、報告第14号について事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第13号及び報告第14号は、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページから4ページまでをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は11件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p>

大 下 局 長 補 佐	報告第14号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから9ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は24件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
大 月 職 務 代 理	失礼いたします。皆さん、お疲れさまでした。 次回5月総会は、5月30日月曜日、午前10時より市役所本館8階の全員協議会室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、以上で4月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 15番 原 茂正 委員 16番 吉高 信夫 委員